

## 所定給付日数(雇用保険の基本手当を受給できる日数)

雇用保険の「基本手当」(いわゆる失業保険)の支給を受けることができる最大限の日数(所定給付日数といいます)というのは、離職日における「被保険者であった期間」に応じて決められています。

雇用保険のある事業所を退職し、雇用保険の失業等給付の基本手当を受給する資格がある時、勤務した期間と退職時の年齢 によって、雇用保険の基本手当を受給できる日数が違ってきます。

また、離職の理由によっても異なります。

倒産、解雇等により、再就職の準備をする時間的な余裕がなく離職を余儀なくされた方(特定受給資格者)については、表 2 により、離職の日における「年齢」及び「被保険者であった期間」により「所定給付日数」が決定されます。

- ◆表 1. 自己都合・定年・契約期間の満了などによる離職者及び障害を持っておられる方等の就職困難者(離職理由問わず)
- ◆表 2. 倒産・解雇(懲戒解雇を除く)・雇止めなどによる離職者(特定受給資格者・特定理由離職者)  
※(特定理由離職者のうち、正当な理由のある自己都合退職者であり、被保険者期間が 12 ヶ月以上ある者を除く)

表 1 一般的な所定給付日数(特定受給資格者以外)

離職日における年齢		算定基礎期間(離職日まで雇用保険の被保険者として同一の事業主に雇用された期間)				
		1年未満	1年以上5年未満	5年以上20年未満	10年以上20年未満	20年以上
全年齢		90日			120日	150日
就職困難者	45歳未満	150日	300日			
	45歳以上65歳未満		360日			

表2 特定受給資格者についての所定給付日数

離職日における年齢	算定基礎期間(離職日まで雇用保険の被保険者として 同一の事業主に雇用された期間)				
	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 20 年未満	10年以上 20年未満	20年以上
30歳未満	90日	90日	120日	180日	— — —
30歳以上 35歳 未満		120日	180日	210日	240日
35歳以上 45歳 未満		150日		240日	270日
45歳以上 60歳 未満		180日	240日	270日	330日
60歳以上 65歳 未満		150日	180日	210日	240日

以上



社会保険労務士法人

西尾事務所

無断転載をお断りします。